

郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領

平成15年 6 月23日制定
令和 8 年 9 月18日最終改正
[上下水道局総務課]

(目的)

第1 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）に定めるもののほか、郡山市上下水道局における建設工事の請負並びに製造の請負並びに工事に関する調査、測量及び設計並びに修繕（物品の修繕を除く。）（以下「工事等」という。）の入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(公表対象)

第2 公表の対象とする工事等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の予定価格を超えるものとする。

- (1) 建設工事の請負及び製造の請負 200万円
- (2) 工事に関する調査、測量及び設計並びに修繕 100万円

(公表内容)

第3 公表する内容は、次のとおりとする。

- (1) 郡山市上下水道局制限付一般競争入札実施要綱（令和 7 年 3 月31日制定。以下「一般競争入札要綱」という。）第 4 条に規定する入札参加者の資格
- (2) 一般競争入札要綱第 6 条に規定する入札参加申請書を提出した者又は郡山市上下水道局事後審査型制限付一般競争入札に関する実施要領（平成19年 5 月 1 日制定）第 5 条に規定する方法により入札に参加した者の商号又は名称
- (3) 前号に規定するもののうち、入札参加資格がないとした者の商号又は名称及びその理由
- (4) 指名競争入札を行った場合における指名した者の商号又は名称及びその者を指名した理由
- (5) 入札者の商号又は名称及び入札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (6) 落札者の商号又は名称及び落札金額（随意契約を行った場合を除く。）
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。）第167条の10第 2 項の規定により最低制限価格を設け最低の価格をもって申込みをした者を落札者とせず最低制限価格以上の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者を落札者とした場合における最低制限価格未満の価格をもって申込みをした者の商号又は名称及び申込金額
- (8) 予定価格（随意契約を行った場合を除く。）
- (9) 最低制限価格又は郡山市上下水道局建設工事総合評価方式実施要綱（平成20年11月 4 日制定）第 5 条第 1 項に定める調査基準価格及び第

6条第1項に定める失格基準価格を定めた場合における当該価格

(10)次に掲げる契約の内容

- ア 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- イ 工事等の名称、場所、業種、概要及び契約方法
- ウ 着手及び完成の時期
- エ 契約金額

(11)随意契約を行った場合における相手方を選定した理由

(12)公表した工事等について契約金額の変更を伴う契約の変更をした場合の次に掲げる変更契約の内容

- ア 工事等の名称、場所、業種及び概要
- イ 着手及び完成の時期
- ウ 契約金額
- エ 変更の理由

(入札不調時の取扱い)

第4 入札の不調が決定した場合は、不調となった旨のみを公表する。

(公表時期)

第5 公表する時期は、次の各号に掲げる内容に応じ、それぞれ当該各号に定める期日とする。

- (1) 第3第1号 公告の日
- (2) 第3第2号から第4号まで及び第6号 落札者又は契約の相手方が決定した日の翌日まで
- (3) 第3第5号及び第7号から第11号まで 契約締結後10営業日まで
- (4) 第3第12号 変更契約締結後10営業日まで
- (5) 第4 不調が決定した日の翌日まで

(公表方法)

第6 公表は、郡山市ウェブサイトに掲載する方法により行うものとする。

(公表期間)

第7 公表期間は、契約の締結した日の属する年度の翌年度末までとする。

(委任)

第8 この要領に定めのない事項については、郡山市上下水道事業管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成15年 7 月 1 日から施行する。

(郡山市水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領の廃止)

- 2 郡山市水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領（平成13年12月18日制定）は、廃止する。

附 則

この要領は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和４年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和５年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和６年４月１日から施行する。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

２ 改正前の郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

１ この要領は、令和７年９月１日から施行し、同日以降に起工した工事等に適用する。

(経過措置)

２ 改正前の郡山市上下水道局入札及び契約の過程並びに契約の内容の公表に関する事務取扱要領に基づく公表については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和８年４月１日から施行する。

附 則

この要領は、令和８年10月１日から施行する。